

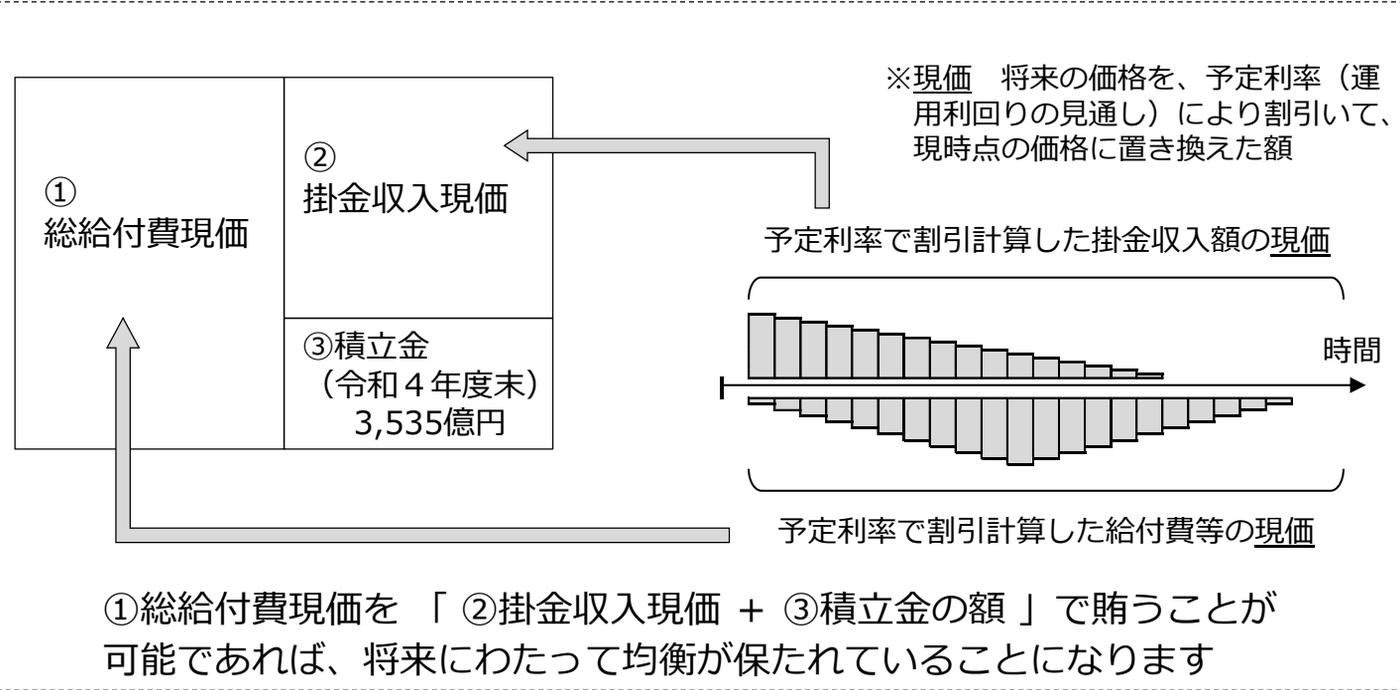
退職等年金給付に係る令和5年財政再計算結果と令和6年4月からの退職等年金給付掛金率及び令和6年10月からの基準利率（加算率）の設定について

I 令和5年財政再計算結果

- ◎ 財政再計算の目的 将来にわたる退職等年金給付に要する費用から将来にわたる掛金収入額を控除した額と、退職等年金給付積立金の額とが財政の均衡を保つことができるようにすること

定期的（5年毎）にずれがないか確認 ⇒ 掛金率を適切に設定し直す

- ◎ 退職等年金給付における財政運営と再計算（掛金率設定）のイメージ



※総給付費現価から積立金を控除した額を今後の掛金で負担して賄うという考え



①総給付費現価 - ③積立金
= ②掛金収入現価 となる
ように、逆算して財政を均
衡させる掛金率を求めます



掛金収入 = 標準報酬月額等 × 掛金率 であるため、

$$\text{掛金率} = (\text{①} - \text{③}) \div \text{標準報酬等現価}$$

という算式で求めることとなります

◎ 財政再計算結果

(前提)・計算基準日 令和5年3月31日(同日における加入者数及び標準報酬月額等を使用)

- ・死亡率、標準報酬指数、脱退率…厚生労働省年金局作成の私学共済部分のデータを使用
- ・付与率…現行と同率の1.50%(国共済と同率)
- ・予定利率、予定基準利率…0.49%(国共済と同率)

内閣府「中長期の経済財政に関する試算(令和5年7月25日)」の令和5年度～令和9年度における長期金利見通し(成長実現ケース)と長期金利見通し(ベースラインケース)の平均値である0.49%で設定

・退職年金等現価 8,445億円 ・事務費現価 34億円 ・職務上給付現価 40億円	① 総給付費現価 8,519億円	② 掛金収入現価
		③積立金 (令和4年度末) 3,535億円

※億円表記により、計算が合わない場合があります

➡ 掛金率 = $[8,519 \text{ (①)} - 3,535 \text{ (③)}] \div \text{標準報酬等現価}$
= $4,984 \text{ (②)} \div 338,833 \text{ 億円}$
= 1.471% 端数切り上げにより、1.48% (現行の掛金率…1.50%)

※国共済に倣い、%単位で小数点以下第2位未満の端数を切り上げ

以上の結果、数理計算上は掛金率 1.48%で財政が均衡することが確認されました。

Ⅱ 積立余剰の還元の結果による、令和6年4月分からの退職等年金給付掛金率及び6年10月からの退職等年金給付における基準利率の扱いについて

○ 現行の退職等年金給付掛金率は1.50%ですが、退職等年金給付に係る令和5年財政再計算の結果、数理計算上算出された退職等年金給付掛金率は1.48%となりました。

○ 公務員共済においては、財政再計算の結果、財政を均衡させる保険料率が財政再計算直前に適用されている保険料率を下回った場合は、積立剰余が生じていることとし、以下の方法で積立剰余を還元することとしています。

▶ 保険料計算後、財政を均衡させる保険料率が、財政再計算直前に適用されている保険料率を下回っている場合には、

- ・ 保険料率の引下げ
 - ・ 給付の増額
- 】によって当該剰余を還元する。

▶ 剰余の還元方法として、当該剰余を給付現価と保険料収入現価で按分し、

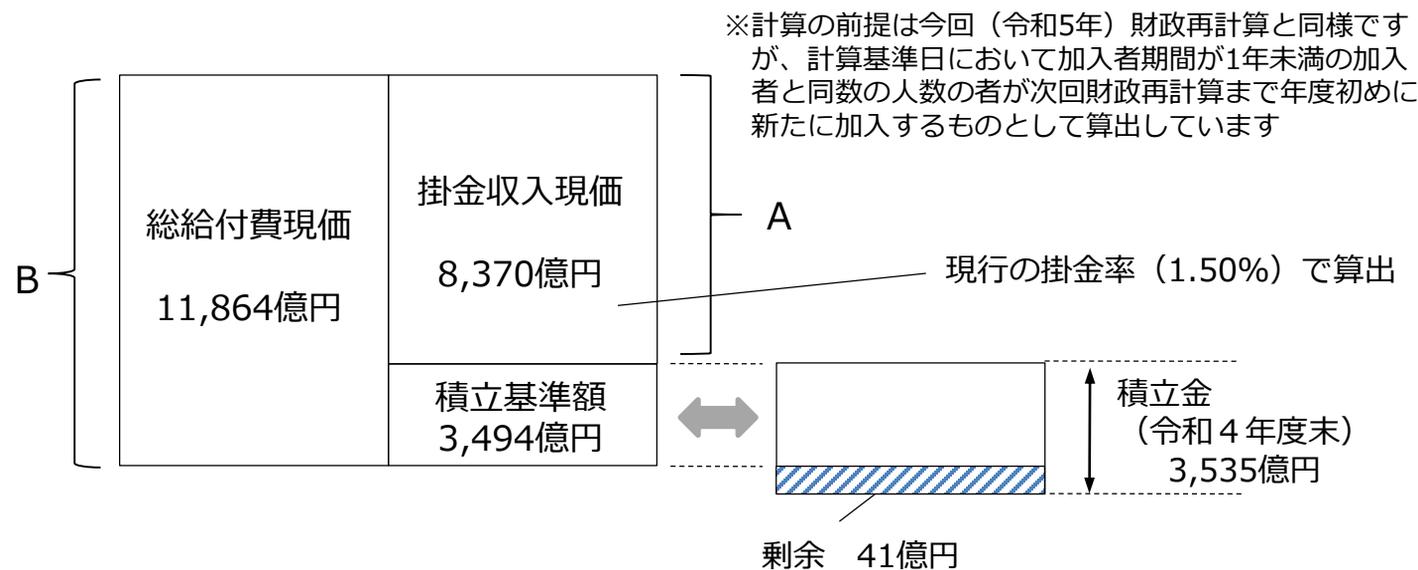
- ・ 保険料収入現価で按分した剰余分（a）で保険料率の引下げ
 - ・ 全体の剰余から（a）を差し引いた残りの剰余分で給付の増額
- 】を行う。
（基準利率に加算率を加えることによる還元）

○ 公務員共済に倣い剰余の処理を行うと、以下のようになります。

① 剰余の発生

財政再計算の結果数理計算上算出された掛金率は1.48%であり、現行の掛金率1.50%を下回ることから、剰余が発生していることとなります。

② 剰余の額（剰余の還元前）



ここで求められた剰余の額 41億円 を、掛金率の引下げ及び給付の増額（基準利率への加算）で還元することとなります。

③ 剰余の按分

掛金率の引下げで還元する部分：給付の増額で還元する部分

$$= 8,370\text{億円 (A 掛金収入現価)} : 11,864\text{億円 (B 総給付費現価)}$$

$$= 41.37 : 58.63$$

④ 掛金率の引下げで還元する部分

$$= 41 \text{億円} \times (A) / (A + B) = 17 \text{億円}$$

掛金率に換算

$$17 \text{億円} \div 558,017 \text{億円 (標準報酬等現価)} = 0.00303\%$$

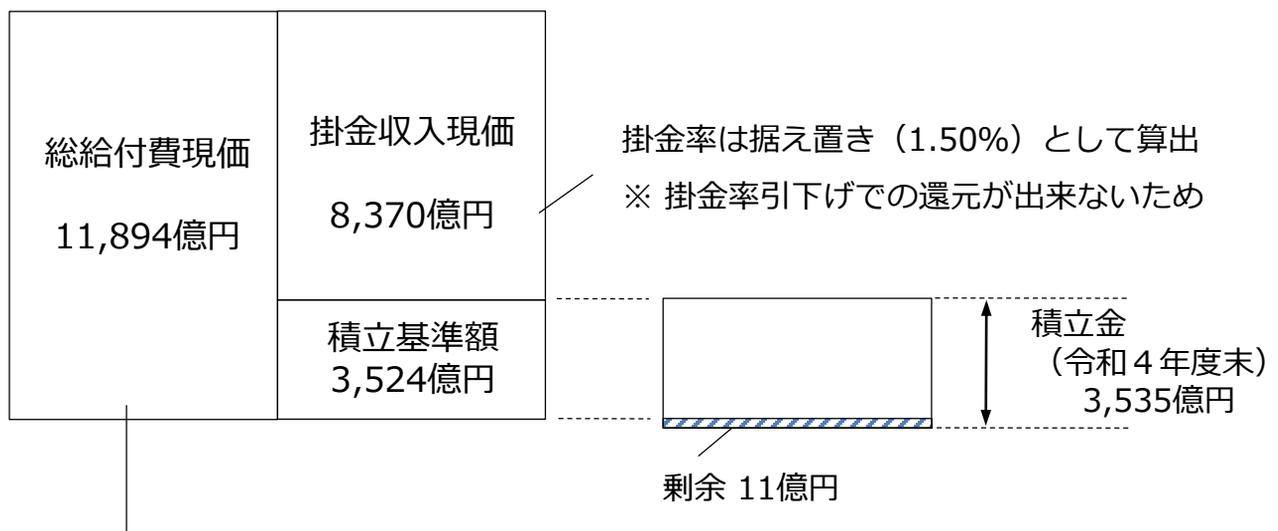
→ %表記で小数点第2位未満は切り捨てるため、引下げが出来ない

→ このため、掛金の引下げで還元することが出来ない結果となりました。

⑤ 給付の増額で還元する部分 (基準利率への加算)

④において、掛金率の引下げで還元することが出来ないため、剰余の全額 (41億円) を給付の増額 (基準利率への加算) で還元することとします。

⑥ 基準利率における加算率の設定



加算率を加えた基準利率を用いて総給付費現価を算出し、均衡が保てるようにします

→ 加算率を逆算で求めます

※ 予定基準利率 0.49% に 0.01% 刻みで加算し、剰余がゼロ以上となる最大の加算率を算出

→ 算出の結果、加算率は 0.01%

令和5年財政再計算及びそれに伴う積立剰余の還元のための計算の結果、

① 令和6年4月分からの退職等年金給付掛金率は、現行と同様、1.50%に据え置きとなります (注)。

② 毎年10月に退職等年金給付に係る基準利率及び年金現価率の設定をしていますが、次回 (令和6年10月) からの設定において、加算率0.01%を基準利率に加えることとします。

(注)

当事業団では、令和2年9月分から、退職等年金給付掛金の負担軽減を図るため、掛金率0.3%に相当する額を経過的長期給付積立金を経理する職域年金経理から退職等年金給付勘定に繰入れをしています。このことにより**令和6年4月分から令和7年3月分に係る実行上の掛金率は、この繰入率を差し引いた1.20%となります。**

この繰入率については、公的年金に係る財政検証の時期に合わせ検証することとしており、令和7年4月分以降の繰入率については、経過的職域加算給付及び軽減保険料率の見通しに関する再計算（令和6年実施予定）において検証し、定めることとなります。